

平成 27 年度第 2 回療育支援専門部会 議事概要 (H27.11.4)

1 開 会

障害福祉課長挨拶

2 議 事

議題

- ① 小・中学校等における特別支援教育に関する個別教育の支援計画の作成状況について
- ② 特別支援教育に関する教員研修の受講状況について
- ③ 市原市における「早期からの教育相談・支援体制構築事業」の取り組みについて
- ④ 千葉県障害児等療育支援事業について

3 その他

(出席) 石井委員、小野委員、久保寺委員、小島委員、佐藤委員、新福委員、田中委員、時田委員、平野委員、前本委員、宮元委員、吉田委員

(欠席) 鎌倉委員、鈴木委員、田熊委員、谷口委員、西牟田委員、松井委員

(20:05 終了)

○会議概要

・ 古屋 障害福祉課長の挨拶

本日はご多忙中の折り、お集まりいただきまして、感謝申し上げます。前回は、今年度第 1 回目の療育支援専門部会ということで、平成 27 年度の重点事業をはじめとする主要施策について説明させていただき、たくさんのご意見をいただきました。今回は第 1 回目の主要な課題に加え、教育に関する取組み内容についてもご報告したいと考えておりますので、精力的なご議論を期待していただきたいと思います。具体的には、昨年度から引き続いての検討課題である障害児等療育支援事業の見直し、第五次千葉県障害者計画における特別支援教育に関する施策の進捗状況、市原市の「早期からの教育相談・支援体制構築事業」の取組み事例を通じて皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思います。それでは本日もよろしく願いいたします。

議 事

【特別支援教育課 吉村指導主事】

資料 1 ①「個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の作成」について説明

【吉田委員】

特別支援学校のお子さんを見ていると医療機関に関わっている、放課後等デイサービスを使っている、その時に相談支援専門員がいて、障害児支援利用計画を作っているはずだが、その辺の連携の状況を聞かせていただきたい。

【特別支援教育課 吉村指導主事】

小学校では、中学校との連携を大事に進めているところである。ただ、保護者の同意がなかなか得られなく、実際には個別の教育支援計画を活用しての学校間連携はあまり進んでいないというのが実態である。個別の教育支援計画を作る際には、外部との連携を前提にすることを保護者に同意をいただいて作成していくことをお願いしているところである。今後も保護者の同意をしっかりと得て、小学校の立場で言えば中学校、できれば幼稚園からも上がってくるということで幼稚園との学校間の連携、さらに地域との連携というものをしっかりと視野に入れながら進めていきたいと考えている。

【小島委員】

集団の中での保育で個別の支援計画が遅れているのは否めないところがある。ただ、各園では現場の段階を見ては必ず計画を立てながら行って、それが園としての取組みに繋がってきていない部分を強く感じるのも、その辺りに関しては連合会としても持ち帰っていい形にしていきたいと思っている。それから研修の受講状況が87パーセントということで、このあたりに関しては現場でも困っているので知識を知ってよりよい方向にしていきたい思いは強い。それに併せて連合会としても研修会を企画しながら今後も引き続き行って行きたいと考えている。

【小野委員】

特に通常学級にいる本人の保護者の理解を得るのがなかなか難しいと思うが、学校としてはどのような立場の方が保護者に説明をして、作成の話し合いの機会などはどのように作ってくれるかということと、福祉や教育について専門知識がない保護者にわかりやすく説明をする工夫はどのように考えているのか教えていただきたい。

【特別支援教育課 吉村指導主事】

基本的には担任と保護者との面談をとおして、特別支援教育コーディネーターと共同で個別の教育支援計画を作成している。2人ではなかなか難しいので、学年間の連携が必要である場合には学年会で、学校全体の連携が必要な時には、校内委員会を各学校に設置しているので、そこで検討を加えて、支援を進めている。併せて、その評価についても校内委員会で進めている。ただ、窓口が担任になるので、担任とコーディネーターがしっかりと相談を進めていくことが必要となる。

ニーズの把握は、保護者面談を実施して把握に努めているところである。これまでは障害のある児童生徒の保護者の協力がなかなか得られないということもあり、保護者と一緒に作っていくことが難しい面もあった。今後は、しっかりと保護者の了解を得ながら作っていくことが重要になると考えている。今現在、個別の支援については、校内委員会で十分検討して、保護者との合意形成を図っていくということを大前提にやっというここと進めている。保護者の中には自分の子の障害を受容できない方もいる。困っている子どもを目の前にしているのは担任なので、まずは担任が子どもの困り感を十分把握して、その子どもが困らないように、できるところから支援を実施していこうと現在進めているところである。

【佐藤部会長】

例えば1人でも作成していると作成しているになってしまう。小学校だけで見たら96パーセントになっているが、特別支援学級の子どもに作成していても、通常学級で困難を抱える子どものケースの方が深刻なことが多い。その子どもに作成しているがとうかがポイントだと思う。100人規模の学校だと10人近くは発達障害の子が想定されている。300人規模の小学校で20人気になる子どもがいるとして、20人作れているかということ、作れていない現状がある。実際に診断があつて通常学級に在籍していても作れていない現状があると思うので、文部科学省の設問では現実が見えにくい部分があると思うので、これから県独自として、もう少し現実を明らかにできるような設問項目にしておいた方がよいと思う。

【特別支援教育課 吉村指導主事】

資料1②「教員研修の受講状況」について説明

【田中委員】

自閉症発達障害、知的障害の子どもの教育について先生方が学んでいるという話を伺ったが、学校の中で医療的ケアが必要な子や体づくりを大事にしなければいけない子達の自立活動とかに関しての研修はどうなっているのか。

【特別支援教育課 吉村指導主事】

医療的ケアの研修については、主に中級の実践研修の中で、明日から使えるというような形で進めている。

【小野委員】

親御さんから特別支援学級の担任がどういうふうにかつこういう子達を扱っていいのか困っている様子がすごく分るという話があり、そういう時に教育事務所の方が巡回相談されている情報が親御さんにも入ると、間違つた行動を起こさなくても済むと思うのでよろしくお願ひしたい。

【特別支援教育課 吉村指導主事】

なかなかニーズにちぢきれないという話も聴いている。研修の回数を減らすと指導が十分でなくなつてくるので、できるだけたくさんのお子さんが生き生きと活動できることを意図して、教員の研修を進めていきたいと考えている。

【佐藤部会長】

特別支援学級の場合は親御さんが説得される形で学級に入級するケースもあり、それに対する責任を持った対応ができないと信頼を失うということがあると思う。私も県の総合教育センターの新任の特別支援学級担任の研修会に毎年関わらせてもらっているが、この5年で120人くらいだった新任者の数が今は250人くらいいる。その背景には設置数が増えている現状もあり、結局、学校の中で一学級一人担任の形になることもある。当然、見るべき先輩の背中がなく苦勞されている現状がある。これは特別支援学校の特別支援教育コ

ーディネーターも含めて地域の中でサポートしていく体制をとっていかなければならない課題であると考えている。

【時田委員】

資料2「平成27年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」概要」について説明。

【小野委員】

袖ヶ浦市でも教育委員会での担当の先生が就学児健診に出向いて親御さんたちに、苦手なことがあったり、こういう特性があるお子さんがいたら市ではそれぞれに合った手厚い対応をしますので相談に来てくださいということを説明したところ、手を挙げた親御さんが多く、支援に活かせる実績が上がったという話があったのでとてもいい事業だと思う。

【小島委員】

私立幼稚園としても小学校への引継ぎを行いたい中で、どこに話をしていいかわからないというような面も見受けられるので、このような形で道ができるとスムーズに連携していけるという部分もあると思う。四街道市では教育委員会が主体で1人1人に対して健診後のフォローや幼稚園を訪問しての就学の説明会をされているので、そういう形で動いてくれるなら、幼稚園としても情報は出していきたい。また、これに対して積極的でない幼稚園があれば、このような道があると情報提供していくことでより前向きに取り組んでいけると思う。

【新福委員】

柏市の場合は、柏市独自の療育支援事業と施設支援とがかけ合わないよう教育相談ができないかということで、教育研究所が「お出かけ相談」という形で幼稚園に出向いて保護者の相談に乗っていくという形をとらせていただいている。就学相談に乗せたい親御さんも幼稚園で具体的に相談に乗っていく形をとれるということで、幼稚園側もこの制度に関心を持っていて、教育研究所の先生達が回っていただいているので、そういう形が県内どこでもできるようになっていけば望ましいと思っている。

【佐藤部会長】

本日出席されている母子保健の担当の方をお願いしたいのですが、就学時健診のあり方について毎年市町村に実績調査をされているとのことに関連してお願いしたいことがあります。それは、気づきがあった時に保健師さんが幼稚園、保育園とどれくらい連携をとっているかということと、就学時健診を含めて教育の接続に関してどこまで積極的にコミットされているかということも設問に加えていただけるとありがたいと思っています。

【児童家庭課 三島班長】

可能な限り対応させていただきたい。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料3「平成26年度柏市障害児等療育支援事業報告書」について説明

【新福委員】

巡回事業については国のモデル事業を柏市で受託して青葉会さんが中心になってやってき、それが形になってきたというところである。やり出した時は幼稚園だけの巡回を行っていたが柏市が保育園の巡回を独自にやっていたので、それを統合できないかということで、少しずつ公立の保育園を統合して幼稚園・保育園の巡回に変化をしてきた状況である。幼稚園、保育園側には気になる子どもの相談をしたいことの一定の書式を配付して記入してもらい相談に乗っていくということで、最初の頃は園長先生だけの巡回相談で終わってしまったが、最近担任の先生が自分達の不安に思っていることを巡回の中で相談していただいて、何とかそれに応えることができている。現実的に柏市も毎年幼稚園、保育園も増えていく状況なので、この巡回がかなり厳しい状況になっていて、元々年5回やっているものを年3回にしないと全幼稚園を回っていけないということが今の課題でもある。また、そこから市の療育や民間の療育に繋がっていくお子さんもいるので、ここが充実することでお子さんたちがうまく生活できていると感じている。

【佐藤部会長】

8ページの標語を見て、官・民間問わずきちんとリソースがこれだけあり、それぞれが分担して巡回の数をこなしていることが素晴らしいと思う。こういう事が各市町に広がっていくといいと思う。

【吉田委員】

官・民という言葉があるが、官は存在しておらず、実は公・民ですので、官・民という言葉の使い方は不適切だと思う。こども発達センターは公設で、他は民営ですから公・民が適切である。それから、8ページの網掛けの部分についてが支援事業ということなので単価いくらという形でお金が出る事業、公設のこども発達センターはお金が出ないという事は、児童発達支援事業と児童発達支援センターというのがあり、センターの方ではセンターの横付け機能として地域支援をやりなさいということでそれはお金が発生しないという理解でよろしいか。

【新福委員】

センターということです。

【前本委員】

資料4「平成28年度千葉県障害児等療育支援事業についての私案」について説明

【吉田委員】

集まれた事業者の方に対して、前提としてこの事業は本来、国の予算であって、地域生活支援事業の予算の範囲内で行うものとの了承の上で、説明をされたという理解でよいのか。

【障害福祉課 澤田副課長】

県の地域生活支援事業のメニューとして入っており、平成15年度から交付税措置がされ

、国と県の予算配分の中で行うルールから外れていることから、県単独の事業として行っている旨の説明をしたところである。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料5-1「障害児等療育支援事業の見直し」について説明。

【吉田委員】

予算の性質上、どこかで制限をするのは仕方がないと考えている。児童発達支援センターを行う場合は地域支援を行うことが前提なので、地域支援を行ってなおかつ療育支援事業で報酬を得るということは二重取りになると思う。したがって、一度この事業を整理する必要がある。例えば公設の児童発達支援センターは児童発達支援センターとしてやるべきで、この事業には該当しない。児童発達支援事業所が行うのであれば対象としてもよい。資格については公費を支出してもいい担保となるので経験があるなら研修を受けていただくとか、きちんと基準を作っていくことは必要であると思う。

【前本委員】

予算に上限があるので枠を決めなければいけないというのはほぼ全員一致している。資格については全部きっちりあればきれいである。しかし、必ずそこから漏れる子どもが出ます。その子をほったらかしにするのが療育なのかという本質的な議論があるので、形式的なきれいさを求めることは見て見ぬふりをするのができないため、その責任の所在をはっきりさせないといけないと考える。それから、児童発達支援センターがやりなさいということはそれはそれで結構である。なぜ児童発達支援センターが存在できるかというと、それは個別な給付があるからです。それは通所の事業をやっているから収益が上がるわけですが、同じ理由で外に出ていく仕事にも給付がなければやるのができない。それから、もう一つ、IQについては知的障害者は70未満と仮定するなら2.3パーセントですが、実際、80から85の下の子達というのは、通常の子育ての中で苦労されているので、その子達へのアプローチも必然的に伴ってくる。その堺目というところが存在しないので、いろんなケースを支援する。あと、家庭の中に入って行って支援しないといけないケースもある。そういったある職種の人が自分の仕事はこれですと綺麗にやっても収まらない。ですから、障害の手前で少し困っているお子さんをサポートする唯一のセーフティーネットと存在しているので、そういった意識を持って運用すべきだと考える。そこがこの制度の理念だと思う。

【吉田委員】

児童発達支援について横付けにそういう制度がされているということ、でも外に人を出すことができないのであれば、それは児童発達支援の範疇ではないことになる。そもそも児童発達支援というのは、地域支援をやりなさい、それを横付けにしてありますよという制度になっていて、児童発達支援事業についてはそれがなくてもよいですということになっているので、そもそも前提が横付けなのです。私は鎌ヶ谷市で業務を行っていますけど家庭内の問題はたくさんあります。例えば、子どもの貧困については国は大綱の中で学校をプラットフォームにしましなさいと言ってきている。その中でいろんな所と連携をしましな

いということになっているので、一つの所で全ての事をやり切るのは無理だとわかっている。私たちが今やっているのは、学校のコーディネーターから子どもの総合窓口に話がきます。その中で虐待防止センターとか家庭児童相談室とかがチームワークを作っている。チームの中で仕事をやるので単発の事業を使って仕事はやってはいない。つまり、大変なお子さんを見捨てはしてはいてなく、いくつもの事業を使いながら連携をしてチームワークで仕事をしている。ですから、療育支援事業だけであるということは無理があると思っています。いくつもの踏み台を使ってチームワークで仕事をしているのが私たちの現状です。

【前本委員】

そこはおっしゃるとおりで、たぶんどの事業所もそうしています。その上でここにつけられる部分は請求しているという形ですので、療育支援事業単独で何かやっているという形ではないと思います。この事業だけで全部をカバーするのは誰も考えていないと思います。

【吉田委員】

前回の話では、100回必要だという人もいるという話も出ましたが、どこかがこれを高い踏み台にするという事ではなくてよろしいという理解でよいか。

【前本委員】

100回分必要な子はいますが、100回でなく毎日行っている。そういう家庭はどこの事業所も抱えている。その中で何回分請求するかということだけで、お金が出なくなったら行かないという事はしてはなくて、付けてもらえる部分は付けてもらいましょうという事で、そうすると3回か4回ということを年間に事前に決めることができないという事です。今年度生じた大きな問題の一つは、年度当初に事業所が提出した回数が年度途中で予算額に達してしまった場合に年度の途中で困った方が出現しても、県は予算を切っている。私の案で3ページ目の4の本事業に関する状態ということで具体的に6つ挙げました。その中でインフォーマルな支援が必要な方、法定サービス利用している方で仲が悪くなってしまったり泣きつかれる方、一般の通常級にいて障害児だと本人も親も思っていないくて学童に行くとかコミュニケーションが取れず友達と過ごせないという方の居場所を作って提供する施設もある。そういった所に何回も来ることはあるので、日々刻々と変わる子どもたちの世界の中で年度のどこでも機動的に対応できる機能は今まであったが、回数制限が入って事前申告になったが故に硬直して実際機能しない。今年度は破綻していると認識した上で議論しないといけないと思う。

【障害福祉課 澤田副課長】

この前の意見交換会の時に今年度の協議額を聞かれ、ほぼ予算額に近い形と説明したが具体的に95パーセント位である。第1四半期の実績を基に試算すると8割位になる。余っているからといって第2四半期以降で使っている、また、増えてしまったら控えてくれとも言えず、柔軟な対応は難しいと思っている。その中で皆さんがやりやすいようにどうしたらいいかを引き続きご意見を頂ければと思う。

【佐藤部会長】

この事業の一番いい所は、手帳がなくても利用できるとか、いわゆる隙間を埋めるというか、一番困っている段階にうまく触ることができることであると思う。この部分は今後事業の趣旨として大事にしていく必要があると思う。

【前本委員】

どの事業所も労働の対価が全部もらえるとは思っておらず、半分以上ボランティアでやっていて、その中で一部付くのならありがたいという形でやっている。児童発達支援センターが行っている保育所支援というのは、予め計画相談の中に障害児である誰そのの保育園に月1回行きますとか、もう契約の中に含まれている。療育支援事業での施設支援指導というのは、園そのもののスタッフを支えることで子どもを特定しないで、園が統合保育をするのに困っているのを手伝いに行くという形でやっているの、この事業が有効に機能している。そういうところをはき違えないで議論しないと話が混乱してくると思う。最終的に私の意見は、年度の途中で急に困ってしまう子どもがいるので、行く回数は現場に任せてもらい、上限額の中でやってもらう形の方がいいと思う。そのようなやり方にした場合、前年度の実績に応じて配分するようになってくると、今年度からやりたいという事業所の門戸を閉ざしてしまうことになる。そうすると県の役割は、資源の把握と地域偏重の調整にあると思う。そういう役割に限定していただければ予算額がいくらであっても上限がある中で適正に配分してくれて、事業所が仕事をやって少なくともこれは国や県の事業として認めてもらっているというモチベーションになると考えているので、個別給付はやめた方がいいと思う。そうすると、それを決める機関が必要になり、第三者機関にせよこの部会の下部部会でもいいと思う。回数制限があるとやれないというのが事業所の率直な意見である。

【吉田委員】

厚生労働省のポンチ絵を見ると、児童発達支援センターの横付け事業は保育所等訪問支援などの実施と入っており、「など」の部分が相談支援、地域の支援者のネットワークづくり、支援方法の共有とかがあるので、柏市は公の部分は予算の該当にしなかったという話があったが、そういう部分ではもう一度資料をきちんと見直していただきたい。例えば私達がいる所では「など」の範囲で保育園の巡回等をやっていて、今回、公立の園は児童発達支援センターの通常横付け事業でやっているし、保育園からの電話相談等については「など」の範疇でやっているの、もう一度厚生労働省の資料を確かめていただきたい。

【前本委員】

児童発達支援センターは児童福祉法の範疇で、障害児等療育支援事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業であるため法律が違います。

【吉田委員】

法律が違うという問題ではなく、対象としては同じ事業としては動いている。先程、座長からこの制度はつなぎになっているという説明があったが、実際、私たちがこの制度を

使っていて、逆に利用状況を見ていると3年とか長期に渡っているケースがある。実は手帳を取らなくても相談ができるということで、この制度を使っている方もいて、私達としても早く法定サービスに移行してくださいと言っていますけど、この制度を受ける故に私達としては無理やり切れないので、インフォーマルな形で続いている方もいる現状がある。そういう意味ではこの制度は現場によっては便利、幅広く、そしてお互いが知らない形でどんどん拡大しているので、どこかで整理をする必要があると思う。

【新福委員】

柏市の例では手帳のない子どもでも児童発達支援や放課後等デイサービスなどの受給者証を使っての療育を受けるように制度化されている。ですから、全てが障害児等療育支援事業だけでなく児童発達支援事業や放課後等デイサービスに乗せられるものはしっかり乗せていくことも私達、事業を受けている側としてはやっていくべきである。国が交付税にしたところから狂ってきているので、そこは、事業所自体もしっかり意識しながら整理をしながら考えていくべきだと思う。

【前本委員】

それは、事業所間でも反省しているところである。どの事業所からもすごく便利で安易であったから安易に使いすぎたという声は出ている。

【佐藤部会長】

この後、1月の部会に向けて部会のワーキングみたいな形で議論いただくとして、1月の部会できちんと確認をして結論を導きたいということでまとめさせていただきたい。

【障害福祉課 澤田副課長】

次回の療育支援専門部会は1月の開催を予定しています。引き続き療育支援事業について検討して改めてご相談をさせていただきたいと思います。以上をもちまして第2回療育支援専門部会を閉会します。